

するから、整備が終わった団地から順番に市に渡すんだよ。平成29年度には小舟にある殿舟団地と安濃町妙法寺にあるピュアタウンが市の管理になる予定なんだ。

市の管理になると何が変わるの？

個人の敷地内にある「最終ます」までは、今までどおり個人が管理するんだけど、「最終ます」から下流の污水管や処理場は、市が管理してくれるんだ。各家庭から流される汚水の量によって使用料を支払うことになるんだよ。

使用料はどのくらいになるの？

下水道使用料と同じで、その月に使った水道の量によって計算するんだ。もし井戸水を使っている場合は、市が認めた水量によって使用料が決まるんだよ。

どうして下水道使用料と同じになるの？

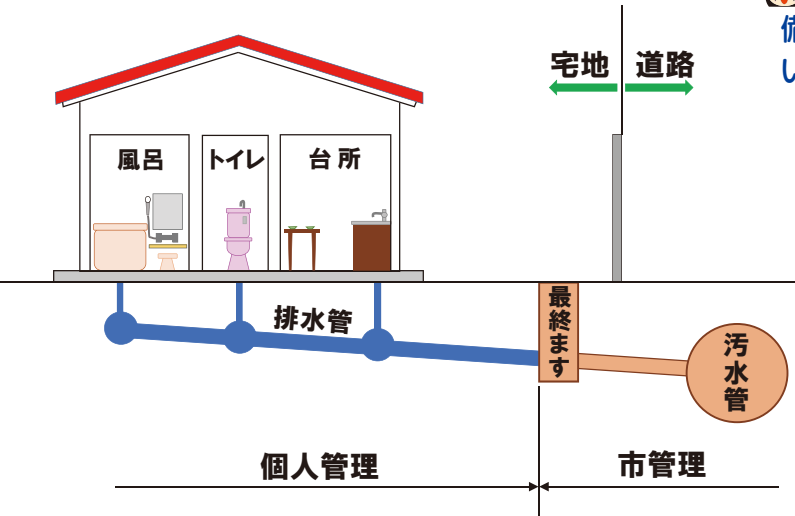
下水道を整備する代わりに汚水処理場を市が管理するわけだから、住民の皆さんに特別な負担がかからないように下水道使用料と同じ金額にしているんだ。



下水道と同じ使用料で市が管理してくれるのなら平等だよね。でも市の管理にならない団地は今後どうなるの？

市が管理しない団地は、将来下水道が整備されるから、下水道につながったときには汚水処理場がいなくなるんだ。それまで時間がかかる団地もあるから、処理施設の修理なんかが必要になったときは補助金を受けることができるんだよ。

そうすれば修理の費用も助かるね。きちんと整備すれば施設を長持ちさせられるし、いつもきれいな水にできるから自然環境を守っていけるね。



下水道使用料(1カ月当たり)
 基本使用料に従量使用料を加算した金額

基本使用料 648円

従量使用料 (1㎡当たり)

10㎡まで	11㎡ ~30㎡	31㎡ ~50㎡	51㎡ ~100㎡	101㎡ ~500㎡	501㎡ ~1,250㎡	1,251㎡ 以上
5.4円	124.2円	156.6円	189.0円	232.2円	270.0円	286.2円

使用料の計算例(1カ月当たり21㎡を使用した場合)

基本使用料 648円(A)
 従量使用料 【1~10㎡】 10㎡×5.4円=54.0円(B)
 【11~21㎡】 11㎡×124.2円=1,366.2円(C)
 使用料合計 (A)+(B)+(C)=2,068円

※井戸水を使用している場合は、認定水量(1人当たり8㎡/月)で計算します

共同汚水処理施設修繕に対する助成制度

補助対象施設

- 津市の住民が共同で使用し、住民で組織する団体が管理する施設
- 開発面積が1.3ha以上または計画された住宅戸数(賃貸住宅を除く)が30戸以上
- 使用開始後4年以上経過し、法に定める保守点検、清掃および定期検査が行われ、適切な管理がなされていること

補助金額 修繕工事に要する経費の3分の1に相当する額(10万円以上500万円まで)

補助の対象とならない修繕工事 計測機器類、処理施設の躯体部分および門、柵、塀などの修繕工事